

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 6 第 1 6 号	受理年月日	令和 6 年 6 月 5 日
件 名	公正取引委員会への運用改善を求める陳情		

【陳情の趣旨】

私が勤めている会社が発電所メンテナンス市場に新規参入しようとしたところ、既に市場参入している大手企業が優越的地位を利用して、新規参入を阻止する被害が相次いでおります。公取に報告したのですが、報告から 1 カ月経ても公取から何の連絡もないで、直接連絡したところ以下のよう応対を受けました。

- ・報告した案件について、いつ調査を開始するのか、当該事業者に措置を下すまでにどのくらいの時間が掛かるのかについては、公表不可である。
- ・審査の方法、進捗については、公表不可である。

以上の通り、何の手掛かりもなく、公取の対応を待っている間に、市場から撤退を余儀なくされるリスクが高いことを感じ取りました。

公取報告後、約 4 カ月後に、通知書が自宅に届きまして、「これまでの情報では、独占禁止法上の問題とすることは困難ですので、措置は採りませんでした」と一文だけ記載がありました。

公取に電話したところ、以下の質問については、回答不可と言われました。

1. 調査期間、調査内容、調査対象
2. 「独占禁止法上の問題とすることは困難である」と判断した理由

結局、納得の行く回答は得られませんでした。

申告内容に関する協議が申告者と公取の間では一度もなく、公取から一方的に結果だけを通知する状況に問題があるものと考えられます。

本件に関しては、自社特有の問題ではなく、公取の機能不全及び、公取が大手企業の優越的地位を許容している業界全体の問題であると捉えております。

尽きましては、特に独占色の強い、電力、ガス、水道、高速道路などのインフラ産業における新規参入障壁を取り除き、公平な競争環境の整備、下請け会社を苦境から救い出し、日本全体の経済活性化のために、一国民としての立場から、公正取引委員会の運用の透明性に課題があることを強調させて頂き、今回の陳情に至るものとなります。

【陳情事項】

1. 公正取引委員会は、申請された案件の審査開始時期、審査に要する期間の目安を申請者に予めお伝え頂き、必要に応じて審査の進捗をご説明頂くことを求めます。
2. 公正取引委員会は、審査結果の理由を申請者に説明頂くことを求めます。

以上の公正取引委員会に対して運用改善を求める意見書を目黒区議会から国へ提出することを、要望します。